神奈川支部情報

第17号　発行日　2010年6月13日

〈発行者〉撫順の奇蹟を受け継ぐ会神奈川支部

〈連絡先〉　松山英司　TEL/FAX 046(871)4263

e-mail kan.mat.hid@tbc.t-com.ne.jp

郵便振込口座　00190-2-114578

第８回神奈川証言集会報告

５月２９日にかながわ県民センターで、撫順の奇蹟を受け継ぐ会神奈川支部第８回証言集会を開催しました。今回は３月に行われた「『山西残留』は軍名であった」と題した、稲葉さん証言の集会に参加されて、「私も山西省で侵略戦争に参加して、『ガイサンシーとその姉妹たち』に出てくるような中国人への残酷な仕打ちを体験した」と発言された松本さんにお願いしました。

松本さんは、「私は中帰連の会員ではありません」と断りながらも、ご自分の体験から、私は「戦争犯罪人」の意識があります。だから、そのことを話すのはつらいのです。率直に言えば黙って隠れていたい。しかし、黙っているわけにはいかないのです」と口火を切られました。天皇制に関しての鋭い指摘は私たちも考えさせられるところの多い内容だったと思います。松本証言のあとに質疑が行われましたが、たいへん熱のこもった議論に発展した場面もありました。貴重な意見も出されました。追加情報を発行しなければならない、と考えています。

この情報が発行される前に、当日参加された大東文化大学の内田先生から手記が発表されました。研究者からの学術的にも貴重な文章だと思います。続けて、次号支部情報で報告したいと考えています。

－証言－ 私を侵略戦争に突き進ましめたものは何か

＜証言者＞松本栄好さん（88才）

はじめに

皆さん！こんにちわ。松本栄好と申します。福岡県柳川の出身ですが、いまは相模原に住んでいます。よろしくお願いします。

まず、はじめにお断りしておかなければならないことがあります。それは、私はこの集会の主催者である「撫順の奇蹟を受け継ぐ会神奈川支部」の会員ではないということです。

また、先日証言されました稲葉さんや絵鳩さんのように、太原戦犯管理所や撫順戦犯管理所に収容、保護された経験もないということです。したがって、稲葉さんや、絵鳩さんが経験されたような、「鬼から人間に」つくり変えてもらった経験もありません。だから、私の証言は主催者の「撫順の奇蹟を受け継ぐ会」の皆さんが意図しておられることと、ずれるところもあるのではないか、また皆さんのご期待には添わないところもあるのではないかと思っているところです。

しかし、私も3年足らずの軍隊生活の中で、2年ほどは中国山西省盂県を中心にとした地域で過ごしました。私は、将校でも下士官でもありません。兵長にまではなりましたが、階級でいえば最低の兵隊です。「衛生兵が兵隊なれば、蝶々トンボも鳥のうち」と榔楡(やゆ)されていた衛生兵でしかありません。ですから、いろいろな作戦にも参加しましたけれども、その作戦の意図はどうであったかとか目的は何であったのかとか、そういうことはわかりません。しかし、実際に中国の人たちと向か

いあって、罪のない農民たち、老人、子供、婦人の人たちを殺したり、犯したり、痛めつけたりするのは兵隊たちですから、そこでどんな事をしてきたのか、その実態はよく知っているつもりです。その意味で、私は「戦争犯罪人」の意識があります。だから、そのことを話すのはつらいのです。できれは黙って隠れていたい。これが率直な思いです。

しかし、黙っているわけにはいかないのです。なぜかと言えば、現在は過去の上にあり、そしてその過去が将来の基盤でもあるからです。だから、過去をよく検証しておかないと、たとえ将来どんなに見栄えのよい建築をしたとしても、それは砂上の楼閣にすぎなくなると思います。キリストの言葉にあるように、雨が降り、洪水が押し寄せ、風か吹いてその家に打ちつけると土台もろとも崩れ落ちて押し流れてしまいます。日本の将来がそうならないためには、語るべきことは語っておかねばならない。それが過去を生きた者の責務であり、義務であると思っているからです。あと5年もすれば戦争体験者はいなくなります。そういう意味では、自分で言うのも変ですが、私自身はいまは貴重な存在だと思っています。

ですから、今日の主題は私がつけた主題ではありません。主催者がつけてくれた主題ですが、私の言いたいことが表現された主題でうれしく思いました。「私を、あるいは日本の兵隊たちを、否、日本人そのものを、侵略戦争に突き進ましめたものは何であったのか」という主題に沿って、私が考えていることを申しあげたいと思います。

私のターゲットは天皇制にあり

私のターゲットは天皇制であります。そこで、まず申しあげたいことは、私のような明治憲法＝大日本帝国憲法下で育った者はどのような教育を受け、どのような人間として育て上げられたのか、ということであります。これは、ここに参加されて下さっている年配の方々はよくご存知のことでもあります。

かつての大日本帝国憲法下の日本人には、三大義務が課せられていました。国民としてどうしてもしなければならない三つの義務です。それは第一に、教育を受ける義務です。いまは、義務教育を受けるのは国民の権利ですね。それが権利ではなく義務だったのです。若い方々はどういうことだと思われますか。それは国民は、7歳になると教育勅語(正確には、教育に間する勅語)に基づいた教育を、受けねばならないということです。どういうことでしょうか。当時の日本の教育は、国民を一人の人間として育てる教育ではなく、天皇の臣民として育て上げる教育だったということです。

これは、日本人とはどういう国民であったのかということを知るためには、基本的に大切なことですから、どうか覚えていてください。

その教育の基本が教育勅語であります。教育勅語は、正式には、「教育に関する勅

語」でありますが、1882年(明治23年)に、日本人の教育の基本として明治天皇が発布して、各学校に下げ渡したものです。年配の方々は、いまでも、肝に銘じて覚えておられると思います。

詳しく申しあげることはできませんので、要点だけ申しあげます。それは「朕惟(ちんおも)フニ、我カ皇祖皇宗(こうそこうそう)國ヲ肇(はじ)ムルコト宏遠(こうえん)ニ徳(とく)ヲ樹(た)ツルコト深厚(しんこう)ナリ。」からはじまり、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壌無窮(てんじょうむきゅう)ノ皇運ヲ扶翼(ふよく)スヘシ。」と、日本人としての覚悟のほどが強調され、「斯(こ)ノ道ハ、實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ倶(とも)ニ遵守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬(あやま)ラス之ヲ中外ニ施シテ悖(もと)ラス。云々」で終わります。

この教育勅語を読んでわかりますことは「皇祖皇宗」で始まり、「皇祖皇宗」で終わっていること、子孫臣民の遵守すべき永遠に誤りのない教だ、ということであります。日本という国はどういう国なのか、日本人という民族はどういう民族なのか、日本人は何をしなければならないのか、それを子供のうちからその脳髄(のうずい)に叩き込むのが教育であり、目的なのです。それを「勅語」の形で小学校その他に強制したのが教育勅語であります。

どのように学校では取り扱われていたか。私が知っている一つのことを申しあげます。祝祭日、四方拝(元旦)、紀元節、天長節，明治節には、全校生徒が講堂に集められ、校長先生が謹んで教育勅語を読まれました。生徒一同は、低頭して聞きました。

こんなことがありました。校長先生が緊張のあまり、「朕、」と読まれて後が続かず、あわてて「朕惟ふに・・・」と続けられたのです。初めの「朕」と後の「朕」が重なって「ちんちん」となったのです。横浜ではどうか知りませんが、九州では「ちんちん」は卑猥語です。校長先生は責任を取って辞職されました。教育勅語はそれほどの緊張感を持って取り扱われていたということです。私のような年配の者はみんなそのような教育を受にて大人になったのです。

繰り返しますが、その教育は人間を人間として育てる教育ではなく、天皇に絶対服従する臣民として育てる教育だったということです。教育の義務の、義務の意味はお分かり戴けますね。

二つ目の納税の義務についてはお話しする必要はないと思います。

三つ目は兵役の義務です。男子は、満20歳で徴兵検査を受けねばなりません。絶対に逃げることは許されません。そこで体格によって甲種、乙種(第一、第二)、丙種と分けられ、甲種合格者は現役兵として入隊することとなります。ただし、軍縮時代は甲種合格者でもくじを引いて当たった者は入隊を免れました。これを「くじのがれ」と言っていました。しかし、戦争がはじまりますと兵隊はいくらいても足りませんから第一乙種も現役兵として入隊することになります。私も第一乙種の現役兵として入隊しました。第二乙種は予備役ということですが、しかし、実際は召集令状が早く来て、現役兵より早く入隊するものもいたようです。丙種は例えば結核とか持病のある人で兵隊としては使いものにならない人です。以上が日本人はどういう人間として育てられたか、ということです。

兵隊はどのようにつくられるか

次に、私が一人の兵隊としてどのような人間としてつくり上げられていったのか、私の実際の経験からお話します。

どこで誰が決めるのか知りませんが、入隊するときはすでに、個々人の兵種は決まっています。ですから、私は初めから衛生兵として1943年4月10日、いまもはっきり覚えていますが、咲き誇っている桜並木の桜のトンネルの下を通って久留米48連隊に入営しました。

衛生兵ですけれども初めの3ケ月、第一期検閲が終わるまでは歩兵の訓練を受けました。久留米の郊外にある、高良台という山あり谷ありの広大な演習場で、完全軍装で匍匐（ほふく）前進から突撃まで、厳しい訓練を受けました。しかし、この訓練は、軍隊ですから当然であります。私が申し上げたいのは、内務班での生活訓練です。内務班とは、兵舎の中での生活集団のことです。一つの内務班に、20人いたと記憶しています。ベッドが20台あります。その集団での生活訓練の一端を申し上げます。

初年兵は古兵殿（古参兵）の隣のベッドで寝起きします。そして、古兵殿の生活全般の世話をさせられます。例えば、古兵殿の銃の手入れ、靴の手入れ、その他洗濯、整理整頓など万般のお世話をしなければなりません。それが生活訓練です。昼間は戦闘訓練でクタクタになっているのに、兵舎に帰ってきてもゆっくりする暇などありません。

そして銃の手入れが悪いと言われてはビンタです。あるときは自分の手が痛いから「歯をくいしばれ！」と号令をかけられて、鋲の付いたスリッパで顔をぶんなぐられました。また、靴の手入れが悪いと言われては鶯の谷渡りです。「鶯の谷渡り」ですから、言葉は優雅ですね。しかし、やらされることといえば、靴をくわえて四つんばいになって、ホーホケキョと鳴きながら、向こう三軒両隣の内務班を回らせられます。屈辱の限りですね。こうして、まず人間としての誇りとか、人格性などが奪いさられてしまいます。

また、洗濯した古兵殿の下着などが時々物干し場で無くなります。盗まれるのです。「古兵殿、洗濯物がなくなりました」などと報告しようものなら「馬鹿野郎、天皇陛下からの賜りものだぞ、探してこい！」と怒鳴られます。そして、「古兵殿、ありました！」と、他人のものを盗んでくるのです。盗まれたら盗み返す、他に員数を揃える方法はないのですから仕方ありません。このようにして倫理も道徳も、恥じも外聞もない、モラル喪失の人間として叩き上げられ、つくり変えられていくのであります。これが、私が受けた初年兵教育であります。

ここで軍人勅諭について一言申し上げておきます。これが軍人教育の規範だからです。 1882年（明治15）に、明治天皇によって与えられたもので、正式な呼び方は「陸海軍軍人に賜わりたる勅諭」であります。天皇の軍事大権（統帥大権）が明確に宣言され、帝国軍人としてのありようが明確に示されたものであります。

暗記させられました。徹底的に暗記させられました。暗記できなければ殴られますから、とにかく便所に行くにも洗濯するにも暗記しながらです。

一番初めは「我国の軍隊は世々天皇の統率し給ふところにぞある。昔、神武

天皇みずから大伴物部（おおとものべ）の兵（つわもの）どもを率い、中つ国のまつろわぬものどもを討ち平らげ給い、高御座につかせられ給ひしより二千五百猶余年を経ぬ此間」から始まります。いまでも覚えています。申し上げたい中心的な言葉は、「それ兵馬の大権は朕が統ぶる所なれば、・・其の大綱は朕自ら之を取り、あえて臣下に委ぬべきものに有らず」、「朕はなんぢら軍人の大元帥なるぞ」との、天皇の統帥（とうすい）大権の宣言の言葉であります。そして、「義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも軽しと心得よ」、「上官の命を承ること、すなわち、朕が命を承る事と心得よ」と続きます。これらの言葉は、上官に対する絶対服従命令と、天皇のためならば命は鳥の産毛のように軽いものと心得よ、との軍人の心得であります。

ですから、この軍人勅諭の言葉に従えば、稲葉さんやたちが山西省に残留させられたのは、「朕が命令」ということにもなるのであります。

特に私が申し上げたいことは、「死は鴻毛よりも軽しと心得よ」です。当時、兵隊の価値は一銭五厘とよく言われました。一銭五厘は当時の葉書の値段です。葉書一枚で兵隊は幾らでも集められるということです。兵隊は消耗品としてしか扱われなかったということです。兵隊が消耗品なら、中国の人たちはどうなるのでしょうか。もはや人間ではありません。消耗品でしかない兵隊たちの利用品、慰めものでしかなくなります。日本の兵隊たちは、中国の人たちを、そのようにしか思わなかったということです。だから、「ガイサンシーとその姉妹たち」（班忠義著：梨の木舎）に記されているようなむちゃくちゃなことを平気で行うのです。平気で行うというよりも、ちょうど漁師が獲物を捕ったときに感じるような快感をもって行ったのであります。ですから私は、軍人たちのこのような行為の根源は軍人勅諭にあると思っています。

そこに私の記憶では7名だったと思いますが、私たちの部隊と共に連行された慰安婦（朝鮮婦人）さんたちがいて、月一回の性病検査を医務室で行っていました。もちろん、検査は軍医がしますが衛生兵は手伝わされました。だからそこで器具の使いかたなど覚えました。

また、固（かため）兵団は7大隊からなっていましたから、慰安婦さんたちも各大隊にも7名ずつ居たとすれば、固兵団は約50名の慰安婦さんたちを連行して行ったことになります。しかしその慰安婦さんたちは大隊本部にしかいませんし、前線の中隊本部や分遣隊にはいません。しかも、その慰安婦さんたちと接触できるのは将校や下士官が中心で、兵隊まではなかなか回ってきません。そこで兵隊たちは中国の人たちの部落を襲うごとに「ユウ　ハオ　クーニヤン（娘はおらんか）！」と叫び続けることになるのであります。

戦地へ

さて、こうして私は3ケ月の歩兵訓練を終え、隣にあった久留米陸軍病院で6ケ月間衛生兵としての教育・訓練を受けます。もうすっかり忘れてしまいましたが、解剖学からやりましたよ。前線には軍医などいませんから、上社鎮の分遣

隊では、簡単な手術ぐらいはやりましたよ。こうして訓練を受けて、長崎県大村の連隊を中心として、福岡で編成された固兵団と称する独立旅団に転属となり、戦地に行くことになります。ただ戦地ということで、どこに行くのかは分かりません。門司から船に乗って、着いたところが釜山。それから朝鮮半島を縦断して中国に入り、北京、天津を経て、最終的にたどりついたところが北支山西省盂県です。1944年2月頃であったと記憶しています。

北支山西省盂県は、映画「ガイサンシーとその姉妹たち」の現場であります。「ガイサンシーとその姉妹たち」に記されているように、この地方で暴れまわっていた部隊が1944年の初めに大本営直轄の32軍の石部隊として沖縄に派遣され、ほとんど全滅したと伝えられています。その後任部隊として派遣されたのが固兵団と称した、私たちの部隊です。

当初，私は固兵団第七大隊（八木沼大隊）第4中隊に所属していました。そして、第七大隊は第4中隊と指揮班を合わせて300名ほどの兵員からなる大隊本部を盂県におきました。

慰安婦はどのようにして集められたのか

いま、固兵団が連行した慰安婦さんたちについて述べましたから、ここで従軍慰安婦はどのように駆り集められたのか、そのことについて申し上げたいと思います。もちろん、これは後にいろいろな本で調べて知ったことです。しかも私は学者ではありませんから、その本に書いてあることが正確かどうか一次資料にまで当たって調べたわけではありませんので、実際とは違っていることもあるかもしれません。もし、そうであれば石田先生、張先生に「それは違うよ！」と訂正してくださるようにお願いします。

いま、固兵団に約50名の慰安婦さんが連行されていたと申しましたが、1938年戦争の長期化に伴い国家総動員法が発令されます。軍需産業その他に国民を動員するためです。そしてさらに、1043年には、「大日本労務報国会」なるものが結成されます。これは強制的に労働者を徴用、動員するためのものです。その会長は、当時貴族院議員であり、戦後首相となった吉田茂で、副会長は各道府県知事。そして、各地に執行機関としての動員部が設置されて、労働者の動員が行われることになります。

そのような中で、新しく部隊が編成される度ごとに従軍慰安婦が駆り集められることとなります。どのように駆り集められたのでしょうか。

その一例として下関労務報国会動員部長吉田清治氏の手記、「朝鮮人慰安婦と日本人」（新人物往来社　1978年12月5日発行）から引用します。

吉田清治氏は一週間に100名の慰安婦動員命令を山口県知事より受けたことを次のように書いておられます。

（県労敏郎第〇号）**動員命令書**

陸軍〇〇部隊の要請に基づき左記の労務動員を命ず

昭和十九年四月三日

山口県知事　　何　　某　印
山口県労務報告会下関支部長　何　　某　殿
記
一、　皇軍慰問・朝鮮人女子挺身隊百名
一、　年齢十八歳以上三十五歳未満（既婚者にても可、但し妊婦は除く）
一、　身体強健（医師の身体検査及び花柳病検診を受け、診断書を要す）
一、　期間一年（志願により更新することを得）
一、　給与　一ケ月余三十円也
　　支度金として前渡金二十円也
　　宿舎・食料・衣服等を現物支結す
一、　派遣期日　昭和十九年四月十日午後一時
一、　集合場所　下関市細工町下関税関庁舎前
一、　輸送指揮　陸軍〇〇部隊嘱託長谷川勇殿

＊　注意したいことは「陸軍〇〇部隊の要請に基づき」山口県知事が、たった一週間のうちに100名の朝鮮人女子挺身隊（慰安婦）を集める命令書を出していることです。下線付きの日付を見てください。

では具体的に、どのようにして集めたのでしょうか

これはこのときのことではありませんが、いつも、男女を問わず朝鮮人労働者を集めることは朝鮮総督府には任しておけず、直接、朝鮮に出かけていって集めたこと。例えば、野良仕事をしている者たちを拉致したり、ときには結婚式場にまで乗り込んで拉致したことまで告白として記しておられます。この時はどのような集め方をされたのか、朝鮮まだ出かけてゆく暇はなかったのでしょう、しかし、下関には沢山の朝鮮の人々が生活しておられたようですから、脅したり騙したりしながら集められたことが記されています。

朝鮮人慰安婦は総数20万とも30とも言われています。しかし中国、台湾、インドネシアその他、南方諸国の婦人たちも無数の慰安婦として駆り出されています。

私が盂県でしたこと

今度は、私がしたことを告白しなければなりません。一番初めに、私は戦争犯罪人の意識があるので、お話しすることは辛いと申し上げたことです。

先ほど、私は大隊本部の医務室付で盂県にいたことを申し上げましたが、半年ほど経って1中隊に配置換えになり、盂県からさらに、3,40キロほど北の、山の中の上社鎮という村はずれの、三角錐のような山の頂上にトーチカを造って駐屯していた分遣隊に派遣されました。そこは、かつては中隊本部が置かれて

いたところですが、当時は人員削減で叩き上げの曹長を長とする30名ほどの分遣隊となっていました。しかし、分遣隊でも情報が入れば討伐に出かけなければなせません。その分遣隊には一人の現地召集の兵隊がいました。彼は農民の服装をして、巧みな中国語を駆使してスパイ活動をしていました。そして、目ぼしい中国人を連行してきては拷問し、共産軍（八路軍）の情報を白状させます。無理やりに白状させているのですから、本当かどうかわわかりません。挙句には、その中国人を地雷探知機と称して先頭を歩かせては、部落を急襲していました。どんな拷問をしていたのか。話せといわれれば話しますがいまは省略いたします。

また、兵隊の中には「万年上等兵」という者がいます。何年経っても上等兵以上には進級しない兵隊ごろつきです。階級は上等兵ですが、最古参ですから威張っています。軍隊では「階級」がモノを言うのではありません。「メシの数」がモノを言うのです。彼らは何か気に食わないことがあれば隊長に向かって叫びます。「隊長！ご注意申し上げます！タマは前からばかりは飛んできませんから！」と。兵隊が隊長を脅迫するのですよ。もはや、第一線では軍規も何もありません。しかもこういう連中が、いわゆる戦果を挙げるのですよ。隊長は、こういう連中を上手にまとめていかねはならないのですよ。隊長もたいへんなのです。

こういうこともありました。ある日、部落を急襲しました。住民は逃げていて、残っているのは鶏や豚ですが、ある家の戸口が少し開いていました。兵隊がこじ開けて入ろうとしました。もちろん、目的は強盗であり、あわよくば強姦です。ところが戸口の上に爆弾が挟んでありました。こじ開けようとした途端にそれが落ちてきて爆死です。私の目の前でのことでありました。

またある日、これは恥ずかしいことですが、いつもは部落民はすでに逃げているのに、この日はどうしたことか逃げ遅れた人たちがいて、その中から8名の婦人たちを連行して兵舎に閉じ込めました。そして慰安婦にしたのです。「ガイサンシーとその姉妹たち」に出てくる兵士たちと同じことを、私たちもやったのであります私は言い訳するつもりではないが彼女たちに暴力はふるいませんでした。ですが私のやったことは同罪です。

私は、叩き上げの隊長は「ひとかどの人物」と見ていたのですが、その隊長もこういう兵隊たちの行為を止めることはできません。そして、性病検査は衛生兵である私の仕事です。医務室に沢山あったコンドームを「注意しろよ、」と言いながら兵隊たちに配りました。一週間ほどして、隊長はみんなを集めて言いました。「もうよかろう、帰そう」と。そして村長に言いつけて、変わりに二人の売春婦を兵舎に入れました。この二人の婦人たちの定期的な検査も私の仕事でした。

証言の数々

季刊中帰連（中国帰選者連盟）発行の「中国戦線における日本軍性犯罪一山東省、湖北省　の実例」という小冊子があります。山東省、湖北省のいたるとこ

ろの町々や村々での、日本軍が行った性犯罪の記録であります。
・また、金子安次さんの証言もありのす。（０７．８．９ 東京新聞） 内容省略
・本多勝一編 「南京大虐殺の現場へ」などにも記されています。（朝日新聞社）内容省略

その他、多くの証言があることは、皆さんご承知のことと思います。

そこで、私は確信して申し上げます。日本軍は、私が経験したことと同じような残虐行為を中国全土で行ってきたということを。

何がこのような日本軍人を造り上げたのか－その元凶は何か－

「ガイサンシーとその姉妹たち」の著者、班忠義（バンツオンイ）氏は「あとがき」に書いておられます。「加害者である元日本軍人たちへの取材と交流は、加害者側の人間に対する私の認識を変化させた。はじめて山西省の戦争被害女性たちと出あい、被女たちの訴えを耳にし、その身体に刻まれた数々の傷跡を目の当たりにしたときは、人間の仕業と思えないことをした加害者の日本人への怒りが胸にこみ上げてきた。初めは犯人探しのような気持ちで日本軍兵士を探した。ところが、沖縄戦でほぼ全滅し、生き残った数少ない元兵士たちと実際に会うと、私の想像とは違ってどの方も残虐さなど微塵も感じさせない人たちであった。

その時思い出した。それは「罪を憎んで人を憎まず」という中国古来の言葉であった。（中略）重要なのは、彼らが証言したように『天皇を頂点とした当時の国家体制、教育、社会風潮」など、あらゆることが彼らをそのような人間として形成させたということだ。証言から知ることができるのは戦争犯罪の痛ましい事実である』」と。その言葉には私も全く同感です。

また、海野福寿氏もその著書「韓国併合」（岩波新書）の「あとがき」に「『従軍慰安婦』や強制連行があったから日本の『植民地支配』が悪かったのではなく、『植民地』支配そのものが正統性・道義性を欠いていたから『従軍慰安婦』や強制連行問題を引き起したのだ。（中略）問われているのは日本人のモラルの再生状況である」と記しておられます。私に言わせるとそもそも「再生するモラル」があったのか、と言いたい。

まさに「天皇制を頂点とした国家体制、教育、社会風潮が」がこのような没モラルの人間をつくりあげてしまったのであります。元凶は、先ほどから申しています ように教育勅語にあり、軍人勅諭にあり、その他に現れている「天皇制国家体制」そのものにあるのです。

敗戦

さて、私は、上社鎮で敗戦を迎えたのですが、その8月15日の記憶は全くありません。ある日突然、陣地を撤収して本隊に帰るようにとの命令を受けました。何のことか分らないで、いよいよ俺たちも南方行きかと話し合いながら、追撃してくる八路軍と、初めて戦闘らしい戦闘をしながら山から山の稜線を歩きながら、陽泉までようやくたどりついことを記憶しています。そして、そこでも各陣地から

撤収してくる仲間の応援に駆り出されながら過ごしているうちに、敗戦を知ったわけです。10日以上は経っていたでしょう。しかし、そのまま武装解除もされなくて石太線沿線(石家荘から太原まで線路)の防備についていました。山西軍閥、閣錫山の支配下に組み込まれていたということです。将校たちの中には、「いまに見ておれ、司令官は日本に帰って2万ほどの友を連れて戻ってくる」などと話していたことも記憶しています。その後場所は記憶していませんが太原の南の方の農村に移動して、何もしないで過ごしていました。そのような中で、閣錫山の方から帰国しても長崎は原子爆弾で壊滅して、家族も残ってはいないだろう。山西軍に入ってこちらの兵隊の訓練をしてはくれないか、兵隊も将校待遇に取り立ててやるから、という誘いかがあったことも記憶しています。

しかし、私は入隊する前に大牟田の三井鉱山に勤めていましたので、突然名指しでピックアップされまして、帰国することになりました。当時、日本の再建のためは石炭の増産が急務となっていたからであります。そして初めて武装解除されまして、天津郊外の塘沽（タンクー)という港から船に乗って佐世保に上陸したのが1946年3月15日だったと記憶しています。

ですから私は敗戦後、八路軍との戦争には直接参加をすることもなく、太原犯管理所に収容されることもなかったわけです。

天皇制国家体制について

時間がありませんから、天皇制国家体制について私の考えていることを簡単に申しあげます。

天皇制国家体制とは、明治維新による王政復古の宣言、古事記・日本書紀による天孫降臨神話に基づく天皇親政の、天皇あって国民なしの国家体制です。

天皇の三つの大権について申し上げます。統帥(軍事)大権、統治大権、祭祀大権の三つです。

a　軍事（統帥）大権

これは先ほど申しましたから省略いたします。

b　統治大権

大日本帝国憲法(明治憲法)の前文の「朕、祖宗の遺烈を受け、万世一系の帝祚を践み(中略)詔命を履践し、ここに大権を制定し朕が卒由する所を示し(中略)国家統治の大権は朕が之を祖宗より承けて之を子孫に伝うるところなり(後略)」とあります。これが統治大権の宣言であります。憲法は一応は国会で制定されたものですけれども国民のものではありません。欽定憲法(天皇から賜った憲法)と申しました。したがって改定権、改定のための発言権は天皇にしかなく、議会にも国民にも、もちろんありません。

教育勅語について、これも、先ほど申しましたから省略します。

覚えておきたいことは、よく言われていますように、一人ひとりの国民はもちろん、日本の寸土も、草木まで天皇のもの。天皇のご慈悲によって日本人は生かされているという思想、これが天皇制国家体制であります。

c　祭祀大権

一般的にはあまり知られていないと思

いますが、1889年に明治天皇が、神器、皇霊遷座の詔を発布して、神器（三種の神器こそ天皇が天皇であることのしるしとして受け継ぐもの）に法的根拠を与え、宮中三殿（賢所＝天照大神）、（皇霊殿＝歴代天皇霊）、（神殿＝天神地祇）を造営して祭政一致（政治と祀りごとは一つ）を宣言し、宮中祭祀を決定付けたことです。これが万世一系の根拠です。これが天皇制の源です。皆さんもぜひ調べてみてください。

「国体の本義」について

これは、特に15年戦争中に強調しはじめたことですが、教育勅語による国民教育の徹底。小学校も国民学校となりました。また、軍人勅諭の「討ちてし止まむ」の侵略思想、「八紘一宇」の世界征服思想等の強調を思い出します。こうして国民は、「身は鴻毛の軽しと心得て」、自らを消耗品として戦場に出ていったのであります。当然のこととして、先ほども申しましたように、戦いの相手である中国その他の国の人たちは消耗品以下であり、自分たちの欲望を満足させる道具としてしか取り扱わないようになります。そして、これが天皇制下の日本人のモラルでもありました。

戦後天皇制は変わったか

確かに日本国憲法は欽定憲法ではなくなりました。天皇の三権（統帥大権・統治大権・祭祀大権）もなくなりました。天皇は政治的権能は持たない「象徴」となり、国民主権の民主憲法となりました。政治と宗教は明確に分離され、基本的人権の保証・軍備の放棄等を明確に規定した、世界の宝と評される平和憲法とはなりました。

しかし、内実はどうでしょうか。天皇制国家体制の中身は果たして変ったのでしょうか。天皇の意識の上では実質的には変ってはいないと言わざるを得ないと私は思っていますが、皆さんはいかがでしょうか。

それは、終戦の詔勅に見られる国体護持の強調、終戦にあたっての陸海軍人への詔勅、皇太子（現天皇）への手紙の内容、三種の神器の確保。1946年1月1目の年頭にあたっての詔書（いわゆる天皇の人間宣言）などで明白であると私は考えています。

とくに、いわゆる「人間宣言」の真意は明治天皇の5ケ条のご誓文を基礎として国家体制の建設強調であり、いわゆる人間宣言は戦犯告発の関係での地位保全のための言葉でしかないからです。当時天皇は戦争責任が問われていました。戦争責任から逃れるための言い訳でしかなかったのです。

また、万世一系の地位は明確であります。また、国民感情も地方巡行での熱狂的歓迎でも明らかなように、内なる天皇制(国民の内面心理)は揺るいではいないといわざるを得ません。

さらにその後の建国記念日（紀元節）の制定、剣璽の動座の復活(剣璽と天皇は一体)、一世一代の年号(昭和・平成など)の強制的復活、新憲法下の皇室典範にはない代替わりの時の大嘗祭(天皇が歴代皇祖の霊を受け神となる儀式)を旧皇室典範に則って強行して高御座から即位の宣言をしたこと、昭和の日の制定、等があります。

そして特に覚えたいことは、天皇は極めて熱心に宮中祭祀を執行し続けていることです。もちろん、これは新憲法では否定されていますから一応は私的行事としてですが、内実は天皇本来の仕事

として続けている、と言った方が正しいと思います。つまり、祭祀大権を執行し続けてといるということです。

さらに、教育現場では日の丸掲揚、君が代斉唱が強要され、国民は既に幼少時より、天皇制教育を頭に刷りこまれ続けていること等です。

このようなことから日本は、平和憲法無視によって、かつての「天皇を中心とした国家体制」に逆戻りしつつあると言わざるを得ないと私は考えています。皆さんはいかがでしょうか。

自衛隊の変容

1951年に勃発した朝鮮戦争を契機に警察予備隊が創設されました。これは、マッカーサーの進言によることも覚えておきましょう。背後には、共産主義諸国との冷戦構造があります。日本はアメリカの子分でしかないのです。沖縄問題でもそれは明らかです。その警察予備隊が保安隊となり、その後自衛隊となり、防衛庁が防衛省にまで昇格し、陸・海・空軍の海外派兵を行い、平和憲法はずたずたにされているのが今日の実態ではないでしょうか。憲法九条はどうなっているのでしょうか

自衛隊に対する文民統制は有効に働いているか

「揺らぐ文民統制　幹部教育は現場任せ」　これは（０８．１２．１４東京新聞）です。

建国記念の日制定後、建国記念日祝典では、三種の神器、万世一系、八紘一宇、国体明徴、軍人勅諭、日本精神の高揚等の訓示がなされ続けている、と学者は報道しています。かくて田母神論文が出てくるのは当然のことです。

結語　こうして日本は確実に天皇制の復活強化と、戦争への道を歩み始めていると言わざるを得ないと私は思っているのですが、皆さんはいかがでしょうか。

これで私たちの日本国は、平和憲法前文で高にかに謳いあげている「平和を維持し専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占める」ことができるのでしょうか。

前回、張先生が仰せられたように皆様方から建設的な批判をいただきたいと思います。

終わります。有難う御座いました。